

改正後全文

雇児保発第0526001号
社援基発第0526001号
平成17年5月26日

一部改正
雇児保発0330第1号
社援基発0330第1号
平成23年3月30日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について

福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示すとともに、平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を示したところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会においては、昨年度より、施設種別ごとの福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討が行われてきたところであるが、今般、本検討結果を踏まえ、保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（別紙1）を策定したので、貴管

内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配慮願いたい。また、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点については、別紙1の別添のとおりであるので、参考とされたい。なお、これらは、先にお示しした福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の評価項目等についてその基本を維持しつつ、保育所の特性を踏まえて所要の修正を加えたものである。

さらに、あわせて、保育所におけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準として「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」及び評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（別紙2、別紙2の別添）を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。

なお、評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、保育サービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましいのでご留意願いたい。

おって、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。